

### 3 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

厚生労働省では、自殺未遂者や遺族等に関する調査研究について、平成18年度から3年計画により、厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」として、自殺未遂者・自殺者遺族等のケアに関する実態調査を実施し、20年度には自殺未遂者のケアのあり方に関するガイドライン及び自

死遺族を支援するために相談担当者の指針となるガイドラインを作成し、これらガイドラインに基づいたシンポジウムや研修を行っているところである。これらガイドラインは、厚生労働省のWebサイト（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/index.html>）で公開している。

#### 参 考

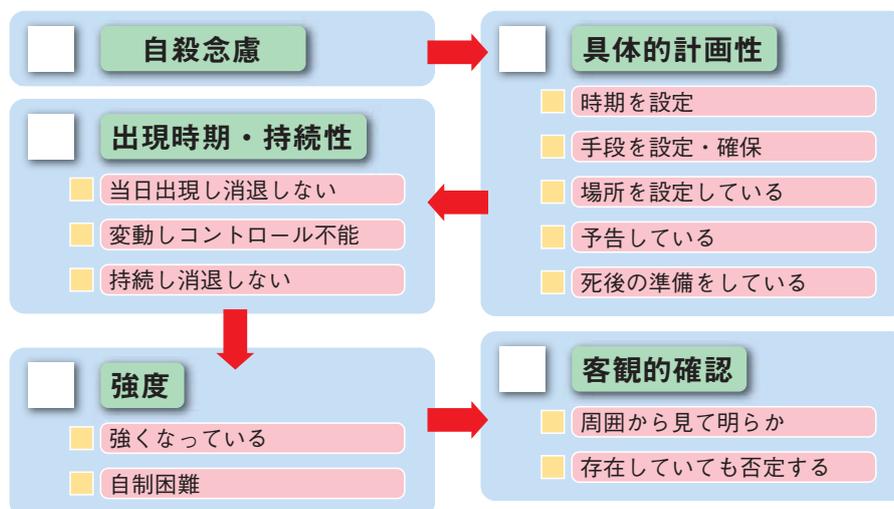
### 自殺未遂者・自殺者遺族等へのケアガイドライン

自殺未遂者・自殺者遺族等へのケアガイドラインは、自殺対策に関わる様々な関係者が、専門家だけでなく最低限理解して対応の参考とする指針として、求められてきました。そこで厚生労働省の「自殺未遂者・自殺遺族ケア検討会」では、平成20年3月に報告書を取りまとめ、ケアガイドラインに盛り込まれるべき要素を指針として示すことになりました。このような動向を受け、厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）「自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究」研究班が、日本臨床救急医学会、日本救急看護学会、日本精神科救急学会、全国精神保健福祉センター長会及び自死遺族関係者と共同して、のべ200名以上の専門家の協力のもとに、4つのガイドラインや手引きを作成しました。

ここでは、それぞれのガイドラインや手引きからいくつかのポイントを紹介します。

○ガイドライン・手引きでは、自殺未遂者ケアを進める上で、自殺念慮（死にたいという気持ち）を確認することが必要であることを示しています。自殺念慮を知った場合にどのように対応した

図1 自殺念慮確認のフローチャート



自殺念慮の具体的計画性、出現時期・持続性、強度、客観的観察を評価し、いずれか一つでも存在する場合は、特にリスクが高いと考えられる。

らよいかわからないという医療専門家のとまどいがあることも考えられますが、自殺念慮の確認は自殺未遂者ケアでもっとも重要なことのひとつなのです。なお、自殺念慮は、「死にたい」という直接的言動だけでなく、「いなくなりたい」「ずっと眠っていたい」という間接的言動で示されることもあります。自殺念慮を確認した後、具体的な計画性や、その出現時期とともに強度を把握します。計画性では、自殺の手段・場所・決行時間を具体的に考えている場合には、自殺の危険が高いと考えられます。研究班で開発した自殺念慮を確認する上でのフローチャートを図1に示します。この図は「自殺再企図予防：救急外来（ER）・救急科・救命救急センターにおける手引き」及び「精神科救急医療ガイドライン：自殺未遂者への対応」で用いられています。

○自殺未遂者への対応としては、自殺の危険因子を取り除き、自殺を防ぐ要因を強化するという考え方が大切です。自殺の危険因子には、自殺企図・自傷行為歴、喪失体験、苦痛な体験、職業・経済・生活問題、精神・身体疾患、ソーシャルサポートの欠如、企図手段への容易なアクセス、絶望感・衝動性などの心理状態、家族歴などがあります。可能な因子を取り除くこと、もしくは軽減することが望めます。一方で自殺を防ぐ要因を強化することも必要です。自殺に傾いた人は、無力感や絶望感、あるいは自責感を感じて家族や周囲の人の助けを得ようとせず孤立している場合が少なくありません。まず相談できる家族や周囲の人がいるのかどうかを確認する必要があります。その上で、自殺の危険因子を確認する作業と並行して、自殺を防ぐ要因を探ることが、手立てを講じる上で大切です。以上の内容は、「自殺に傾いた人を支えるために（相談担当者のための指針）」に盛り込まれています。

○自殺者本人の周囲には、家族のみならず職場・学校や地域で本人とつながりのある遺された人々が存在し、その数は自殺者数の何十倍にのぼるといわれています。自殺という重大な経験を自分自身との関係において考え、悩みます。しかし、自殺を死因として語ることに躊躇することが少なくなく、そのため身近な自殺を自分もしくは家族等の一部のみにとどめて孤立し、周囲を交えた悲嘆の過程が妨げられるという事態がおこります。研究班では、全国精神保健福祉センター長会関係者や自死遺族関係者と合同で、「自死遺族を支えるために（相談担当者のための指針）：自死で遺された人に対する支援ケア」を作成しました。

これらの4つのガイドラインや手引きは、表1に示す方法で入手可能です。また、これらのガイ

**表1 自殺未遂者・自殺者遺族等へのケアガイドライン・手引き**

ガイドライン・手引きの名称	作成者（研究分担者等）	入手方法
自殺再企図予防：救急外来（ER）・救急科・救命救急センターにおける手引き	有賀徹、三宅康史、大塚耕太郎、河西千秋（日本臨床救急医学会）、他	厚生労働省のWebサイト 自殺予防総合対策センターのWebサイト 日本臨床救急医学会 研究班報告書
精神科救急医療ガイドライン：自殺未遂者への対応	平田豊明、大塚耕太郎、河西千秋、杉山直也（日本精神科救急学会）、他	研究班報告書
自殺に傾いた人を支えるために（相談担当者のための指針）：自殺未遂者、自傷を繰り返す人、自殺を考えている人に対する支援とケア	桑原寛（全国精神保健福祉センター長会関係者）、河西千秋、川野健治（自殺対策支援室）他	厚生労働省のWebサイト 自殺予防総合対策センターのWebサイト 研究班報告書
自死遺族を支えるために（相談担当者のための指針）：自死で遺された人に対する支援ケア	川野健治、大塚俊弘、桑原寛（全国精神保健福祉センター長会関係者）、他	厚生労働省のWebサイト 自殺予防総合対策センターのWebサイト 研究班報告書

ドラインや手引きは、平成20年度から厚生労働省が開催している自殺未遂者ケアに関する研修および自死遺族ケアに関するシンポジウムにおいて活用されています。これらの研修・シンポジウムはいずれもガイドラインや手引きに基づいた内容となっており、平成20年度に関しては、自殺未遂者ケアに関する研修は平成21年3月22日に東京で、自死遺族ケアに関するシンポジウムは平成21年3月9日に福岡、平成21年3月10日に東京で開催されました。

なお、それぞれのガイドラインや手引きは、最新の状況を踏まえつつ、引き続き各学術団体等で改定が重ねられていく予定です。

〈自殺未遂者ケア研修の様子〉



〈自死遺族ケアシンポジウム(福岡)の様子〉



〈ガイドライン・手引きのダウンロード〉

厚生労働省のWebサイト

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/index.html>

自殺予防総合対策センターのWebサイト

<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/manuals.html>

国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部 伊藤 弘人  
(「自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究」研究代表者)

## 4 児童生徒の自殺予防についての調査の推進

### (1) 児童生徒の自殺の実態把握に向けて

児童生徒の自殺問題については、児童生徒の自殺者数が全体に占める割合は大きくないものの、いじめを苦にした自殺や連鎖的な傾向が見られるなどの問題があり、教育上重要な課題である。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、効果的な自殺予防を実施するためには、残された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。そこで、文部科学省では、平成21年7月から、学校関係者による調査に限界がある場合の第三者による実態調査も視野に入れた自殺の背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を行っており、学校や教育委員会の実態把握のための体制の整備を進めていくこととしている。